

10月22日(日)は

衆議院議員総選挙・最高裁判所 裁判官国民審査の投票日です

皆さんの政治に対する考えを国政に反映させる大切な選挙です。
棄権せず自分の判断で信頼できる人を選びましょう。

投票できる人

次のいずれかの要件を満たしている人が投票できます。

- 平成11年10月23日以前に生まれ日本国籍を有し、旭市にずっと住んでいる。
- 平成11年10月23日以前に生まれ日本国籍を有し、今年の7月9日までに旭市に転入の届け出をして、引き続き3か月以上住んでいる。

投票の方法と流れ

- ①小選挙区選挙／候補者の氏名を書いて投票してください。
- ②比例代表選挙／政党などの名称を書いて投票してください。
- ③最高裁判所裁判官国民審査／辞めさせたいと思う裁判官の氏名の上に、×の記号を書いて投票してください。

選挙公報は新聞折り込みで

選挙公報は新聞折り込みで配布します。市役所などの市の施設にも備え置きますので利用してください。選挙公報が届かない

投票所の入場券は

い家庭には郵便で届けますので連絡してください。

投票所の入場券は、はがきで届きます。1枚のはがきに4人までの入場券が印刷してありますので、自分の入場券を切り離して、記載された投票所へ持参してください。紛失した場合や届かなかった場合でも「選挙人名簿に登録されている人」であれば投票できますので、投票の際に係員に申し出てください。

投票日に投票所に行けない人は

〈期日前投票〉
投票日当日に冠婚葬祭、仕事、

レジャーなどで投票所に行くことができない人は、期日前投票ができます。入場券の裏の宣誓書に記入の上、期日前投票所で投票してください。

場所・期間／●市役所本庁…10月21日(土)までの毎日 ●各支

所…10月16日(月)～21日(土)

時間／午前8時30分～午後8時

※住んでいる地域を問わず、い

ずれの場所でも投票できます。

〈ほかの市区町村で不在者投票〉

仕事などでほかの市区町村に滞在中の人は、滞在先で不在者投票ができます。手続きに時間がかかりますので、早めに問い合わせてください。

〈病院などでの不在者投票〉

都道府県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その

施設内で不在者投票ができます。入院・入所先が指定施設かどうかを確認し、早めに病院長などに不在者投票の請求をしてください。

〈郵便による不在者投票〉

身体に重度の障害がある人(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳などの交付を受け、一定の障害を有する人)や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の人は、郵便で不在者投票ができる場合があります。手続きに時間がかかりますので、早めに問い合わせてください。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課庶務行政班内)

☎62・5310

【別表】投票所一覧

投票区	投票所
1	旭中央病院東体育館
2	旭市商工会館 ※
3	旭市保健センター
4	旭市青年の家体育館
5	旭市立干潟小学校体育館
6	旭市立矢指小学校体育館
7	旭市立富浦小学校体育館
8	旭市立豊畑小学校体育館
9	旭市立共和小学校体育館
10	旭市立琴田小学校体育館
11	旭市立鶴巻小学校体育館
12	旭市立滝郷小学校体育館
13	海上公民館
14	旭市立飯岡小学校体育館
15	飯岡保健センター
16	旭市立三川小学校体育館
17	萬歳地区多目的研修センター
18	旭市干潟支所
19	コミュニティセンター

※中央小体育館の改修工事に伴い、投票所の場所を変更したので注意してください。